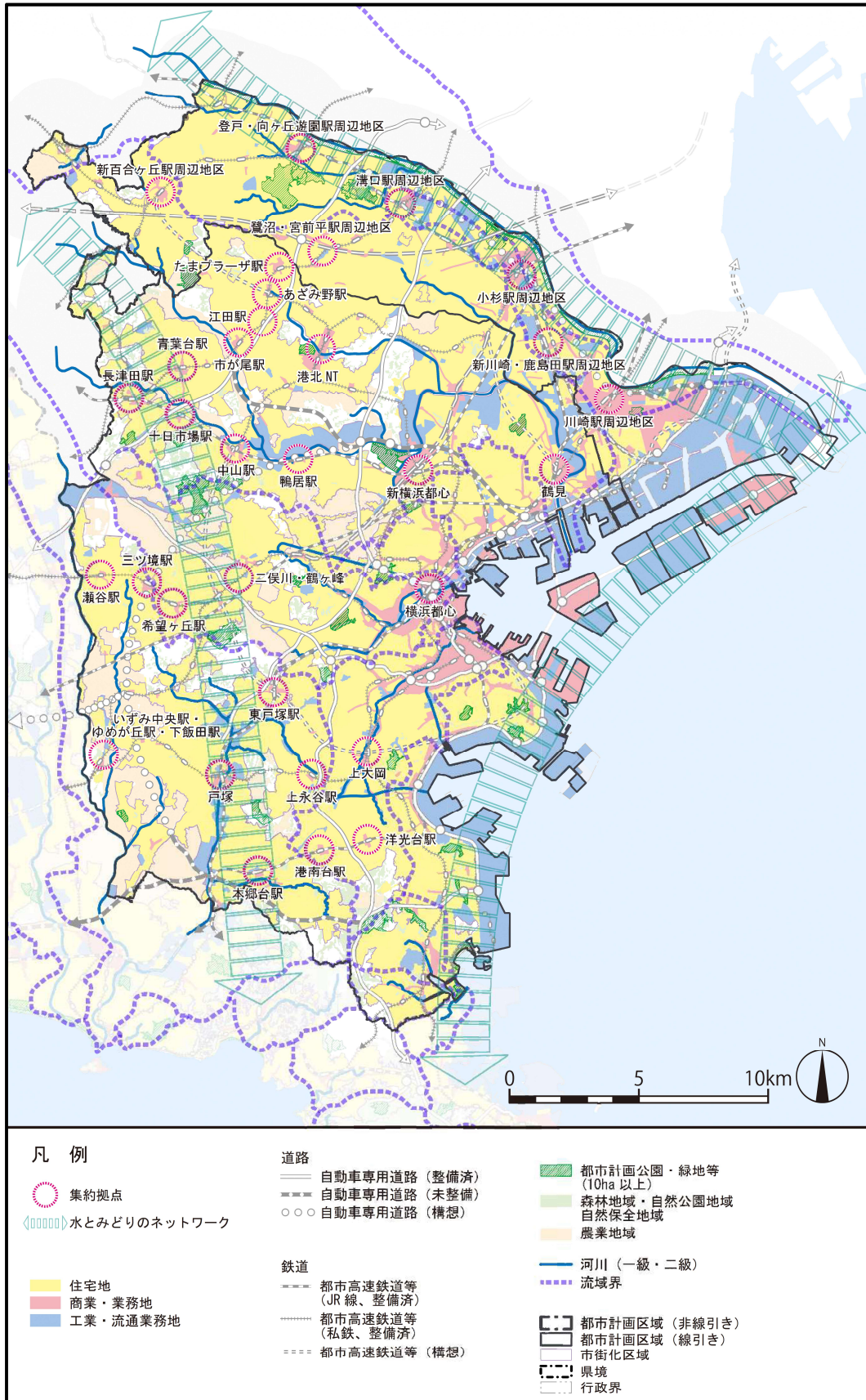


図 34 川崎・横浜広域都市計画圏の図面イメージ



※ 政令市においては、独自に都市計画区域マスタープランの策定権限を有しているが、神奈川県と政令市が広域的な課題を共有・調整することが望ましいため、参考までに作成した。